

## ○廃棄物処理法

第十二条第二項 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準(以下「産業廃棄物保管基準」という。)に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

第十六条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

## ○廃棄物処理法施行令(政令)

第三条 ……一般廃棄物…の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。

一 一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、次によること。<中略>

イ 収集又は運搬は、次のように行うこと。

(1) 一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。

(2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。<中略>

チ 一般廃棄物の保管は、一般廃棄物の積替え(環境省令で定める基準に適合するものに限る。)を行う場合を除き、行ってはならないこと。

リ 一般廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

(1) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

(イ) 周囲に囲い(保管する一般廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。

(ロ) 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に一般廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他一般廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

(2) 保管の場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。<以下、略>

## ○廃棄物処理法施行規則(省令)

(産業廃棄物保管基準)

第八条 法第十二条第二項の規定による産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。

一 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

イ 周囲に囲い(保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。

ロ 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。

(1) 縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。

(2) 次に掲げる事項を表示したものであること。

(イ) 産業廃棄物の保管の場所である旨

(ロ) 保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)

(ハ) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

(ニ) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、次号ロに規定する高さのうち最高のもの

二 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。<以下、略>

## 廃棄物の保管に関する通知・環境省見解

○衛環第65号(平成12年7月24日)各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部長殿  
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長

### 野積みされた使用済みタイヤの適正処理について

廃棄物の定義については昭和46年10月25日付け環整第45号により通知しているところであるが、最近、廃棄物である使用済みタイヤを有価物等であると称して野積みすることにより、生活環境保全上の支障が生じている事案が多く発生している。

野積みされた使用済みタイヤは、蚊、はえその他の害虫の発生源となるなど生活環境の保全及び公衆衛生の向上に支障を生ずるおそれがあることから、廃棄物行政を主管する貴職におかれては、これらの事案に対して廃棄物の適正な処理を実施するため、下記事項に留意の上、措置命令等の行政処分をもって厳正に対処されたい。

#### 記

1. 廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。〈中略〉
5. 使用済みタイヤが廃棄物であると判断される場合において、長期間にわたりその放置が行われているときは、占有者に適正な保管であることを客観的に明らかにさせるなどして、客観的に放置の意思が認められるか否かを判断し、これが認められる場合には、その放置されている状態を処分として厳正に対処すべきこと。

○衛産第95号(平成12年7月24日)各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部長殿  
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課産業廃棄物対策室長

### 野積みされた使用済みタイヤの適正処理について

標記については、本日付け環整第65号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長名で通知したところであるが、なお、下記事項に留意の上、野積みされた使用済みタイヤの適正処理の確保に遺漏なきを期されたい。

#### 記

〈中略〉

2. 上記通知5における「長期間にわたりその放置が行われている」とは、概ね180日以上長期にわたり乱雑に放置されている状態をいうものであること。
3. 上記通知5における占有者に明らかにさせる事情としては、次のいずれかを挙げる事ができること。〈以下、略〉

### ○環境省廃棄物適正処理課の見解(2024.10.17)

Q:建物が解体されたが、コンクリート土台だけが残され、放置されて一年後に改めて解体される場合、それは廃棄物となっているから、解体業者が解体することはできず、廃棄物処理業者が処理(破碎・運搬)しなければならないのではないかと。

A:廃棄物になったか否かは、総合判断説(上掲衛環第65号の1の黄色マーカー部分)による。

総合判断説に基づき廃棄物になったと判断されれば、ご指摘のとおり。